

政審資料

1958年

3月15日発行

No. 9

一目 次一

党大会を顧みて.....1

△焦点△

- | | |
|------------------------|----|
| 一、軍人恩給に対する態度とその経過..... | 2 |
| 二、社会党の昭和三三年度予算大綱..... | 6 |
| 三、平和国土建設隊設置要綱..... | 10 |
| 四、国土综合利用調査要綱..... | 11 |

△研究△

- | | |
|-----------------------|----|
| 一、恩給既得権は絶対不可侵に非ず..... | 13 |
|-----------------------|----|

△資料△

- | | |
|------------------------------|----|
| 一、農林金融に対する態度..... | 17 |
| 二、日本社会党政策審議会の機構
及び役員..... | 19 |

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 580131～9内線 2222番

党大会を顧みて

党大会における政策の検討は、二月二五日午後より開会された政策小委員会において行わられた。執行部側より提案された議案は、既に本誌において紹介された。1.長期経済計画の具体化について、2.重要産業の社会化の構想、3.電気事業社会化の構想、4.石炭鑑業当面の社会化構想、5.金融政策、6.国民年金制の六つのものが提案された。この論議の中で最も問題になつた点を上げると、

一、政策が総花的であつて、これを総合する、財政の問題が欠けてゐる、それ故、政策を実施した場合の財源はどうなるのか。

二、長期計画を第一期、第二期、第三期の段階に分けてゐるが、この三の段階における政策の内容が明確でない。

三、国民年金制度は、計数的にも整理され、党の政策の新軌軸を画したものである。こういう立派な政策は、スライド写真又はパンフレット等を作り、宣伝活動を行つてもらいたい。

等が主なるものであつた。このように論議は地味ではあるが非常に政策立案に当つて重要な点をついてゐるにも拘らず、党大会となれば、運動方針、機構改革案等にかん心が寄せられ、党幹部も自ら、そちらの方に出席し、この委員会に対する党執行部の出席は悪く、出席代議員は大分不満の色を濃くしてゐた。

運動方針案や、機構改革問題が、党として非常に重大な問題であることはいうまでもないが、社会党政権の獲得を党が基本目標としている以上、政権をとつたら、どういう政策で望むか、又とるためににはどんな政策が必要であるかを定める政策論議も亦前二者同様の熱意を示すべきではあるまいか。

本委員会の要望事項として、

一、七乃至八月に政策研究集会を開き、党の政策について、中央、地方の政策審議会関係者が、三、四日間、みつちり政策問題の検討を行うこと。

二、政策審議会の活動の中心になる事務局は、現在書記一七名、予算も二五万円程度であるが、今後の政策活動の重要性を考えると更に物心両面にわたり、党本部においても強化策を講ずべきであるという重大な決議がなされたことは、党としても充分に自己批判し、この要望に応えて、献身的努力を払う責任と義務があると思う。

△ 焦

点▽

一、軍人恩給に対する態度とその経過

旧軍人等恩給に対するわれわれの態度

一、基本的な態度

(1) 現在の旧軍人等恩給は朝鮮事変後急テンポで再軍備を推進しようとする保守党政府の手によつて創設されたものである。したがつてそれは、終戦によつて消滅した旧陸海軍の制度の部分的な復活であり再軍備政策の一環としての性格を強くもつている。

(2) われわれは、右の理由から、昭和二八年創設以来毎年の予算に少からぬ比重をもつて計上される旧軍人等恩給費を批判し、あるいは反対してきた。今日、わが国に一、一〇〇万人をこえる貧困な階層の人々存在していることは、政府自らも統計をもつて示しているのであつて、何よりもこれらの人々に対する社会保障制度の確立こそ国政を担当するものの緊急の課題となつてゐる。今日の段階においては、広く恩給制度一般の再検討が、こうした階層を含めた全國民を対象とする国民年金制度との関連のもとに日程にのぼつており、無原則的な恩給費の増額は一切許されない。

二、三三年度予算についての態度

(1) この度、三三年度予算原案において政府

が示した方針は、この見地からするならば無定見きわまるものであつて、われわれは反対する。世論のはげしい非難をあびて、政府、与党は、予算原案の方針に部分的改良を加えた案を発表したが、恩給制度の基本的性格に何ら変つたところはない。すなわち政府、与党の態度には国民年金制度へ移行させようとする彼らの熱意もみられないである。

われわれは、先に全国民を対象とした抛出、無抛出の国民年金制度の構想を発表した。三三年度予算における恩給費の処理は、国家財政の負担を考慮しつつ、すみやかにこうした国民年金制度に移行させるた

めの過渡的性格のものとして措置されねばならない。

(2) 昨年末、総理府社会保障制度審議会が臨時恩給等調査会の答申に対して意見書を発

表したが、このなかでも徒らな恩給費の増額を戒め、国民年金制度確立こそ現下の課題たることが述べられている。

われわれは、この意見書の精神を尊重するとともに、答申の内容をも参考にして、次のような措置をとる。

(1) 旧軍人の階級差にもとづく恩給の体系を実質上廃止するとともに、三三年度より老人、母子、身体障害者を対象とする国民年金制度(無拠出年金)を実施する。(2) 現行旧軍人等恩給は、国民年金との均衡を考慮し、生活保障的な性格を附与しつつ改正する。すなわち

(1) 公務扶助料の年額が五万四、〇〇〇円にみたないものについては、すべて五万四、〇〇〇円まで引き上げる。この額は、無拠出年金(母子年金)の年額三万六、〇〇〇円の一五〇%である。

(2) 普通恩給の年額が三万六、〇〇〇円にみたないものについては、すべて三万六、〇〇〇円まで引きあげる。

(3) 普通扶助料は右に準ずる。

(4) 増加恩給については階級差を撤廃する。現在、身体障害程度の症状認定が外形標準に偏りすぎており、また全体として等閑に附されてきてるので、内臓疾患も考慮した公正な額に増額する。

(5) 傷病者の退職以後に生じた子供の加入をみとめる。勤員学生、徴用工など

の準軍属については、一定の期間をかぎつて年金を支給し、そのあいだに国民年金制度に吸収するものとする。

(6) その他いちじるしく不均衡なものは必要な改正をおこなう。

(1)

右の方針により、現行旧軍人等恩給の体系は正を起こない、この是正された体系にもとづいて打切り補償をおこなう。

三二年一〇月八日 厚生部会 態度は決定までの経過

み出すであろう。

打ち切り補償の方法は、受給者の余命率を考慮して交付公債を発行し、国民年金の実施テンポ、国の財政負担力との見合いで、年賦償還するものとする。

この際

(1) 本公債を有する世帯の年間所得が二四万円（月収二万円）または本人の年間所得が一二万円（月収一万円）に達しないものについては額面金額一ヶ年分の七割を、一八万円（月収一万五〇円）に達しないものについては全額を、本人の希望に応じて政府はただちに現金化に応ずるものとする。

(2) 傷病恩給については、政府はただちに現金化に応ずるものとし、右の所得制限を受けない。

(3) 本公債を有する世帯の年間所得が二四万円をこえる場合でも、生業資金、医療資金に限り本公債を担保として、国民金融公庫は一定の貸し出しをすることができる。

(4) 右の措置によつて、恩給費の国庫負担はさしあたり大巾に軽減される。

(5) すなわち年間支給すべき恩給、扶助料等の総額は、五五〇億円程度と推定される。したがつて打切り補償公債に対する利子支払分を加算しても、必要な年間予算は大巾に軽減される。

この際、旧軍人等恩給として一括されている普通恩給、公務扶助料、普通扶助料、増加恩給、傷病年金、傷病賜金は、生存軍人にに対するものと、遺族、傷病者に対するものとを分離し、病年金に関する法律」（仮称）を新たに制定して、これが旧軍人恩給とは相異なる性格のものであり、かつ国民年金制度移行途上における過渡的性格のものであることを明確にする。

(6) 国民年金制度は、以上のような措置によつて、実現への現実的な一步を踏

これに対し厚生部会は今回問題とされている恩給問題については自民党の結論が出る前に除き社会保障費として取り扱う旨の意見が述べられた。

これに對し厚生部会は今回問題とされている恩給問題については自民党の結論が出る前に党としての態度を決定することを確認した。結論にそなえて、社会党の態度を決めなければならぬことについて、永岡調査会委員等より報告発言があり、左の提案が行われ厚生部会はこれを承認した。

一、恩給制度の検討に當つては、既得権はこれに侵害しない。

二、公務扶助料の額は中尉の階級以下については中尉相当額（五三、六〇〇円）の線に統一する。

三、恩給金額の算定基準は昭和二十九年一月のベースである一万五〇〇〇円による。

四、増加恩給は階級差を圧縮し、前各項に準じて調整を図る。

五、徴用工、動員学徒、報道班員等の準軍属については、新たに遺族年金及び障害年金又は一時金を考慮する。

六、文武官を問わず、その他著しき不均衡、不合理については国家財政と見合いつつ考慮する。

同日、本決定は、国会対策委員会、中央執行委員会にその承認を求めたが、両委員会の結論は得られなかつた。その理由は、予算編成を前にして編成方針も決定されないまま大きな費用を伴う軍人恩給の改正を決定するこ

とは時期尚早であるということであつた。

一月二十五日 厚生・内閣および財政金融委員会

の三者合同会議

財政金融特別委員会（松原喜之次委員長）から、試案が提出された。これは、政府予算に対決するわが党の予算編成方針をとり決めるに当つて、さし当り、財源的に大きな比重を占める旧軍人等恩給費をどう処理するかの基本的態度を明示しようとするものであつた。

試案は

(1) 現在の旧軍人等恩給は、再軍備政策の一環としての性格を強くもつており、われわれは、從来、これを批判あるいは反対してきました。

(2) 文官恩給との不均衡を言う前に、社会保障制度からとり残されている老大的な低所得階層の対策を考えるべきである。

(3) したがつて、無原則な軍人恩給の増額よりも、国民年金制度の実現に一步ふみ出すことこそ急務である。恩給費の扱いは、国民年金制度に移行するための過渡的性格のものとして処理されねばならない。

(4) 右の見地から増額は、もし行うとしても、旧軍人等恩給のワク内での傷病恩給の不均衡是正、徴用工、勤員学徒などへの有期年金支給、低額所得者における生活保護との併給程度に止むべきであるという内容のものであつた。

これに対し、臨時恩給等調査会に参加した委員より調査会答申にいたる経過の説明があつて、会議は、財政金融委員会試案といわゆる“六原則”的二つを素材として自由討論の形ですすめられた。

結局、資料を整備して、両者を勘案した案を事務局で用意した上、次の政審全体会議に諮ることになつた。

一月三一日 政策審議会全体会議

成田事務局長および滝井厚生部会主査の手によつてわが党が先に発表した国民年金制度との関連を強く打ち出した事務局案が提案された。これは、先の財政金融委員会案の趣旨を、とくに基本的態度のなかで生かしつつ、三三年度予算に對しては「恩給が現実に支給され、受給者がこれを生活の資の一助として

いる事情にかんがみ」できる限り彈力的な措置をとるといふものであつた。

(1) 事務局案は旧軍人の階級差にもとづく恩給の体系を是正すると共に職業軍人と赤紙一枚で召集されたものとを区別する。中尉相当額以下のものはすべて中尉相当額に引きあげる。

(2) 傷病恩給の階級差を撤廃して公正な額に増額する。

(3) 動員学徒、徴用工などの準軍属については有期年金を支給する。

(4) 右の方針にもとづいて体系是正をした後、受給額に見合う交付公債を毎年発行する。この際、世帯の年間所得が二四万円に達しないものについては、政府は現金化を認めること。

(5) この公債は、一定期間を限つて、国が打ち切り補償する。

(6) この措置によつて恩給費の国庫負担はさしあたり、大巾に軽減されるが、浮いた財源をもつて全国民を対象とする国民年金制度の実施の第一歩を踏み出す。

という内容のものであつた。

事務局案について討議を重ねたが結論を得るに至らず、次回にもち越された。

二月五日 政策審議会全体会議

一月三一日の事務局案について討議をしたが、石村、多賀谷、水谷の各委員よりそれぞれ独自の案が提案された。

この日の全体会議は

(1) 学識経験者を招へいして、意見をきく。
(2) 次の全体会議までに各委員よりの意見をまとめて討議材料とし、同時審議することを決めて散会した。

二月八日 朝日新聞論説委員・土屋清氏のヒヤリング

二月一〇日 国民経済研究協会理事長稻葉秀三氏のヒヤリング

二月一四日 早稲田大学教授・未高信氏のヒヤリング

二月五日の政審全体会議の決定にしたがつて、先の事務局案に、多賀谷、石村両委員の提案によるもの、水谷委員の提案によるもの

を加え、それぞれ（A）案、（B）案、（C）案として審議の対象とした。

（B）案、（C）案の主な内容は次の通り。

（B）案

（1） 現行旧軍人等恩給は一切増額しない。

（2） 三三年度を初年度とする年次計画によつて、とりあえず老人、母子、身体障害者を対象とする無拠出年金の支給を開始する。

（3） 無拠出年金のうち年額三万六〇〇〇円を支給するものを基準として、現行旧軍人等恩給受給金額が年額三万六〇〇〇円をこえる分については打切り補償をおこなう。

（4） 打切り補償の額は、無拠出年金支給計画の平年度化のテンポと見合つて、三十

三年度以降六ヶ年分とする。この総額は、普通恩給、増加恩給、公務扶助料について二二六億円である。

（5） 無拠出年金は、恩給、扶助料と併給しない。したがつて現在恩給、扶助料の受給者で無拠出年金の受給資格を同時にもつものは、本人の希望により何れか一方が支給されることとなる。

（6） 補償の方法は、現行体系で年額三万六〇〇〇円をこえる分について公債を支給し、国の財政負担力を考慮しつつ年賦償還するものとする。

（7） 右の措置によつて現行旧軍人等恩給は、財源的にみる場合ほとんど無拠出年金に吸収される。

（C）案

（1） 現行旧軍人等恩給を、政府案のように

無原則に増額しない。

（2） もし止むを得ない部分について増額するとしても、それは、あらゆる意味において、全国民を対象とする国民年金制度移行にとつて、支障のない程度にすべきである。

（3） この意味で、増額は、傷病恩給など、いちじるしく不均衡なものや、徴用工、動員学徒などにも年金を支給すること等に止める。

（4） 右の措置とともに、三三年度より無拠

出年金実施の第一歩を踏み出すべきである。

右の三案を素材として討議したが、意見の一一致をみるとできなかつた。しかししながら、次の二点については、満場一致で確認した。

すなわち

（1） 旧軍人等恩給については、この機会に終止符を打ち切り補償を行う。

（2） 三三年度より国民年金制度実現の具体的措置を講ずる。

二月二日 中央執行委員会

成田政策審議会事務局長より、（A）、（B）二案の審議経過と提案理由の説明があつたのち、さらに（B）案の提案者である多賀谷真穂氏より趣旨説明があつて、執行委員会は、長時間にわたり討議した。

その結果、大勢として、（B）案はスジが通つているけれども、現実に国民年金制度が実施されていない条件のもとでは（A）案の方が国民大衆に受けいれられ易い、という意見が強くなり、挙手によつて意見を確めたところ、（A）案が圧倒的に支持された。

中央執行委員会では、こうして（A）案を採用したが、（A）案に対する反対意見のなかには、交付公債発行の方法は、当面の矛盾を回避するだけ、国が膨大な債務を負いこむことになり、問題を後に残すだけであるといふ強い主張があつた。

しかしながら、全体として（A）案は、（1） 交付公債発行と相まって、所得制限をおこない、生活保障の性格を強くしたこと。（2） 打ち切り補償の原則を明示して、政治的なその他の諸々の補償要求に対する強固な布石としたこと。

（3） 国民年金のすみやかな支給開始と、その制度の確立を打ち出したこと。

等において、旧軍人等恩給に対する従来のいまいな態度からの一歩前進であり、革新政党のスジを通すことに成功したと評価されている。

二、社会党の昭和三三年度予算大綱

第一、長期経済計画との関連

昭和三三年度予算の編成は、わが党の長期経済計画の第一期三ヵ年計画の第一年度財政計画にもとづいて行うものである。

第二、三三年度の経済見通しと経済政策の基本方針

1. 岸内閣の金融引きしめデフレ政策は中小企業、下請企業に浸透して失業者の増加を必至としているが、一方、大企業に対してはオーバーロン（市中銀行が予金残高よりも上廻る貸出しを行うこと）やアメリカよりの巨額な借款依存を助成する金融政策をとつて資金供給をつゞけている。政府の三年度予算案は勤労国民に対する「緊縮財政」を強要しながら、大企業に対する資金供給と再軍備と保守的圧力団体の温存のために「積極財政」を强行せんとしている。岸内閣の経済政策のねらいは、国際收支の改善を名目として、勤労国民には「不況」を押しつけ、大企業には独占支配の強化を保障するものである。
2. わが党の経済政策はこれに対決して、国際収支の改善は日中貿易の拡大をテコ入れとする輸出の増加、国内消費の増大は低額所得者の生活水準の計画的な引上げ、雇用の増加は国土総合開発事業の積極的実施を支柱とする。一方、長期資金需要に対しても民間ならびに財政を通ずる合理的な資金配分を貫徹しうるよう金融制度を改革整備して、大企業本位の資金配分や放慢かつ無計画な資金配分を絶滅する。当面、経済膨脹抑制の主たる目標は大企業に対する資金供給である。

第三、予算編成の基本方針

1. 一般会計予算規模については、不急不用額の削減を極力はかるが、不況下における国民生活の最低保障に必要な経費は確保し、徒らに緊縮を至上命令としない。
2. 質入面では国民の租税負担の不均衡是正のために、大法人及び高額所得者に対する過度の減免措置の改廃による歳入増加

と、低所得者に対する減税を行う。

3. 質出面では、財源増加分は主として、社会保障的支出ならびに将来の経済発展の土台としての科学技術の振興費の増額に充當する。政府は口では外貨危機に対処するため緊縮予算を編成すると主張しつつ、歳出における最も非生産的因素でありかつインフレ促進要因である防衛庁費の削減をはからるのは矛盾も甚だしい。

4. 財政投融資計画の対象は、中小企業、農林漁業、低家賃住宅建設の引受け等に重点をおくる。

5. 地方財政においても国の財政に準じて租税負担の不均衡の是正を図るため、零細企業（農業を含む）並びに勤労者住民に対しには減税、大法人に対しては増税する。なお地方財政の財源不足にかんがみて、過去の起債のうち、交付債の利子払額は全額国庫負担とする。

第四、歳入規模及び税制改正

1. 現行の租税制度は国税、地方税を通じて大法人の負担が軽く低所得者の負担が重く不均衡が放任されている。この実状にかんがみ、次の要綱にもとづく税制改正を実施する。

① 国 税

(一) 所得税
家族五人年収三二万円までを免税とし、累進税率を引上げる。

事業所得のうち年収三〇万円までの所得を勤労性所得とし、これに對しては二〇%最高六万円の特別控除を行う。

(二) 法人税

低所得五〇万円以下の税率を三〇%に引下げる。

(三) 物品税を廃止し、新たに高級品税を創設する。

(四) 酒 税

大衆向酒類の税率を一〇一一五%引下げる。

(五) 相 続 税

基礎控除を現行五〇万円より一〇〇万円に引上げる。

以て強力に推進する。

(3) 国民年金対策

大法人及び高額所得者に対し過当なる減免税措置は原則として廃止する。

七 富裕税を創設し、財産の価格から債務の全額を控除した金額が一千円をこえるものに課税する。

(4) 地方税

(1) 住民税

個人均等割の税率引上げをとりやめて軽減し、地域的な不均衡の是正をはかる。

(2) 事業税

零細企業の負担加重にかんがみて個人事業税の基礎控除を二〇万円に引上げ、とくに勤労性事業に対する課税に限り、基礎控除を三〇万円に引上げる。法人事業税は、国税における大法人に対する減免税措置の改廃にともなつて当然増徴される。

(3) 自転車荷車税

自転車荷車税を全廃する。

(4) 固定資産税

のうち農業用資産に対する課税を軽減する。

2. 右によつて明年度の一般会計歳入規模は約一兆三三〇億円程度となり、政府案より約一八〇億円の増額となる。

第五、歳出予算の編成

1. 社会保障関係

(1) 医療保障

昭和三五年までに国民皆保険を実施し併せて医療内容を向上するため、(1)健

康保険制度を五人未満事業所に適用、(2)国民健康保険に未適用者一千万人を新規加入、(3)双方の療養給付率の引上げ、(4)国民健康保険事務費単価の引上げ、(5)被保険者の負担増を伴わない医療単価の合理的改訂、(6)無医村解消をはかる。

(2) 結核対策

結核対策を強力に推進し、五ヶ年計画をもつて社会病としての結核禍を根絶する。このため、結核対策本部を設け予防、治療、後保護に至る一貫した対策を確立し、とくに治療費は全額国庫負担を

(4) 国民福祉対策

国民福祉については、生活保護単価と事業税における一日平均吸収延人員を三五万人に増加し、かつ生活最低保障の見地にたち日給ペースを三六五円に増額し、稼働日数月平均二十五日分、期末手当二十五日分の支給を確保する。失業保険は支給人員四〇万人分を予定する。

(5) 失業対策

明年度は雇用の伸びの減退と失業者の増加が必至となるにかんがみて、失業対策事業における一日平均吸収延人員を三五万人に増加し、かつ生活最低保障の見地にたち日給ペースを三六五円に増額する。

2. 低家賃公営住宅建設

明年度の公営住宅の建設は低家賃住宅を主体として最低一五万戸建設し、政府関係建設戸数は総計二三万戸を確保する。

3. 文教関係

義務教育に対する父兄負担の軽減をはかるため、教材費の半額国庫負担、準要保護児童生徒七三万人に対する教科書と学校給食の全額国庫負担、学校内における児童災害に対する国家保償を行う。

(1) 詰め込み学級、校舎不足の解消

義務教育水準の向上をはかるため、教職員の一万名増員と校舎の増改築に対する補助率の引上げを行いかつ最低延五〇万坪を建設する。

(2) 教育の機会均等の実現

奨学生に対する貸与金の単価引上げと

人員増加、夜間定時制高校に対する国の負担率の引上げ（最高四割まで）へき地教育振興のために適正なるべき地基準の制定、特殊教育の充実、私学に対する補助金を増額する。

(3) 理工科系基礎教育の充実
科学技術振興の基礎として、義務教育及び高等学校における理工科系教育を充実する。

4. 労働対策

(1) 日雇失業保険の給付内容の改善

給付二百円の受給資格日額二八〇円を二二〇円に引下げかつ待期末間を一日短縮する。

(2) 駐留軍関係離職者対策費の確保
激増する離職者のために、一律五万円の特別給付金の支給、離職者による企業組合に対する必要資金の融資、全額国庫負担による特別職業補導、離職に伴う移転費の支給等を実施する。

(3) 最低賃金法と家内労働法の実施と港湾運送事業法一部改正とに伴つて、ます審議会設置と調査に必要な経費を計上する。

5. 部落対策

不良住宅等の環境改善、職業補導、福祉施設の拡充、同和教育費の増額につき、関連歳出項目全般にわたつて特別枠を確保する。

6. 人権擁護対策

低所得者に対する訴訟費用の扶助、人権擁護局機構の拡充等を実施する。

7. 科学技術振興

(1) 科学技術研究費の増額
国立公私立学校における理工科系学部の拡充と研究費の増額、各省庁ならびに学校以外団体の科学技術研究試験に対する助成費を大巾増額する。
(2) 原子力平和利用
日本原子力研究所と原子燃料公社の予算を大巾増額する。

8. 地方交付税交付金

地方財政の自主財源の窮乏にかんがみて、交付率を一・五引上げて二七・五%を

交付する。

9. 国土建設費ならびに災害復旧対策

国土建設費は道路建設に重点をおくといふ名目をもつて、河川改修その他の建設費の継続事業及び最低必要新規事業を縮少してはならない。請負単価の適正化、事業監督の徹底等によつて経費の効率的使用をはかつて事業量を増加する。

災害対策事業については單に原型復旧にとどめるだけでなく、災害防止に役立つ事業費を計上する。

10. 農林漁業関係

(2) 生産費及び所得を補償する生産者価格の確保
米の生産者価格は生産費及び所得と補償する価格をさだめ、一般会計は食管特別会計不足分を負担する。生産者麦価は具体的な畑作振興対策と相俟つて決定する。一方的な麦価の引下は反対する。

(2) 農林サービスセンターの設置
未墾地開墾、土地改良、畑作振興を促進して農業生産力を高め、あわせて経営の機械化協同化に資するため、農業サービスセンターを全国に当面百ヶ所設置する。

11. 中小企業関係

(3) 農業関係融資の原資増大と資金コストの引下げ
農林漁業金融公庫とくにそのうちの自作農維持創設資金及び開拓者資金融通特別会計と農協系統資金に対しては、財政資金の出資及び融資を増額する。

(4) 農業補助
共同防除促進のため、農民が共同施設をもつて防除事業を行うための農業補助は、国が一定額を補助する。

5. 沿岸漁業関係

漁業經營を安定させ、あわせて漁村失业対策にも資するため、全額国庫負担による水産増殖事業を大規模に行い、かつ漁港整備計画にもとづく修築事業の早期完成をはかる。

設備近代化補助、貿易斡旋、小組合共同施設補助等を中心として中小企業対策費を

前年度の倍額以上に引上げ、かつ国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金に対する財政資金の出資及び融資を増額する。

12. 貿易振興

① 中小企業関係の貿易振興費 ② 海外技術者の受入れ、在外技術協力機構の整備拡充等の未開発国に対する協力費（和専対策費）を中心として計上する。

13. 平和国土建設隊費

国土の建設と資源調査等のため平和国土建設隊を設置し、当面五万名規模とし、第三年目までに十五万多名規模に拡大する。

14. 旧軍人等恩給費

① 現行の旧軍人等恩給費は国民年金との均衡を考慮して生活保障的性格を附与しつつ改正し、公務扶助料の年額が五万

四、〇〇〇円にみたないものについては、すべて五万四、〇〇〇円まで引上げる。普通恩給の年額が三万六、〇〇〇円にみたないものについては、三万六、〇〇〇円まで引上げる。普通扶助料は右に準ずる。増加恩給については階級差を撤廃する。

等の現行体系の是正を行う。

② 右の是正された体系にもとづき打ち切り補償を行う。打ち切り補償の方法は、受給者の余命率を考慮して交付公債を発行し、国民年金の実施テンポ、国の財政負担力との見合いで、年賦償還するものとする。

この際、本公債を有する世帯の年間所得が、二四万円（月収二万円）または本人の年間所得が一二万円（月収一万元）に達しないものについては額面金額一ヶ年分の七割を、一八万円（月収一万五〇〇〇円）に達しないものについては全額を本人の希望に応じて政府は現金化に応ずる。傷病恩給については、政府はただちに現金化に応ずるものとし、右の所得制限を受けない。本公債を有する世帯の年間所得が二四万円をこえる場合でも、事業資金、医療資金に限り本公債を担保として、国民金融公庫は一定の貸し出しをすることができる。右の措置によつて、恩給費の国庫負担はさしあたり大

巾に軽減する。

15. 公務員給与の引上げ

公務員の給与は民間給与水準に比較しているのみならず昇給昇格の原資は確保されていない。更にさいきんは消費者物価も値上りしている。この実情にかんがみて、給与ベースの引上げ、中だるみ是正のための臨時昇給、定員外に放置されている常勤労務者等の定員内へのくり入れによる給与改善、通勤費の支給、期末手当の増額、寒冷地手当、薪炭手当の増額等を実施する。

16. 防衛関係費

(1) 防衛支出金

本項目を廢止し、必要経費は予備費より支出する。

(2) 防衛庁費

自衛隊を十二万五千人程度の民主的な警備組織に改組し、経費を大巾に削減する。

(3) 調達庁費その他

防衛支出金に關連して支出している調達庁経費等の項目を廢止し、必要経費は予備費より支出する。

17. 反動的諸行政費等の削減

憲法調査会費、国防調査依託費、日本生産性本部補助金、公安調査庁費、集団不法行為取締費の如き、民主主義に逆行する国の歳出は全額削減する。

第六、政府案に対する党の態度

(1) 昨秋、三十三年度予算編成の前に、わが党は予算編成に対する要望書を政府に申し入れた。しかし岸内閣は、わが党のわざかな合理的な要求に対し一顧の考慮もしなかつた。「社会党と対決」を呼号する反動的な岸内閣は、わが党のいささかの組替え修正是にも応ずる動きのないことは明らかである。

(2) さらにこのたびの政府予算案は一方で緊縮方針を大衆におしつけ、他方では予算編成の分取り競争で、財政投融資その他の膨脹を行ふなど、手のつけようのない支離滅裂の性格分裂予算案である。したがつて計数的局部的な組替え修正のみを以てして

は、われわれの正しい政策転換をとうてい表現し得ない。

(3) また、この予算の積算基礎そのもの、補助金の具体的な使途そのものが保守勢力に有利となるよう組みこまれてゐるので、単に款項の大きな費目の組替えをもつてしては、勤労大衆の政策要求を充分に表現し

三、平和国土建設隊設置要綱

一、設置の趣旨

祖国の資源を喰いつぶし荒廃せしめたものは、軍国主義と資本主義による無計画な山河資源の濫用収奪であり、また道路、港湾、橋梁等の公共施設及び住宅等の著しい立遅れは大資本の利益に奉仕し、大衆の福祉を顧みない歴代保守政権の政策の結果である。

この誤れる政策を是正し、国土の補修と資源の計画的再開発を進め、産業文化の基礎建設を速やかに完成し、国土と国民生活の大改造を遂行する「建設斗争」こそ日本社会党の重大な任務である。われわれはこの観点に立ち、国土総合開発を積極的に推進するため国土開発省を設ける。この一環として、人工衛星、ミサイル時代に役に立たない自衛隊を改編し、その一部は「平和国土建設隊」に移行し、平和日本建設の一翼たらしめようとするものである。

二、平和國土建設隊の任務

- (1) 地震、風水害、火災等の災害に際し、防災救援に出動し、復旧作業に従事する。これがため建設隊を要點に配置し、救護復旧の諸資材を整備する。
- (2) 党の平和経済建設計画に基き、治山治水造林、農業開発、道路、港湾等の建設の核体としてその重要部分を実施推進し、国土改造を完成する。
- (3) 前二項の業務を行うため、土地、水、地下資源の調査、気象観測等を行い、また當時建設の科学技術の研究と習得につとめ、開発精神を培い、国民生活の近代化と新文化創造の前衛たらしめる。

三、編成

(1) 中央に本部並びに教育、技術、補給等の

諸機関、各地域（北海道、東北、北陸、関東、東海、近畿、中国、四国、九州）に地方部隊をおき、また地方部隊は夫々業務種別に応じ、適当な作業単位に分ち、地域の必要により各府県に配置せられる。別に海上、航空の諸隊をおく。

(2) 地方部隊は業務種別により左の諸部隊に分れる。

- 一、土地利用隊（造林、開拓、土地改良、等の農林業開発）
- 二、交通建設隊（道路、交通、橋梁、港湾）
- 三、河川建設隊（ダム、砂防、河川改良）
- 四、建設隊（公共建築物、住宅）
- 五、輸送隊（自動車等の輸送）
- 六、通信隊
- 七、国土調査隊
- 八、航空連絡隊

(3) 人員給与

- 一、人員は概ね十五万人程度とし、自衛隊より移行するもの及び新規採用者をもつてあてる。
- 二、給与は現行自衛隊に準じ公務員としての給与を行ふ。
- 三、隊員はその指導能力、学識、技能に応じ、所要の等級に属する。
- 四、隊員は作業と併行して、建設技術教育を受ける。

四、機構及び運営

- (1) 中央に建設省を中心として各省庁の開発建設部門（調達庁を含む）を統合し国土開發省を設け、平和国土建設隊は国土開発省の下におき、建設隊運営のため

得ないことは明らかである。

よつて、わが党は、岸内閣と全面的に対決し、わが党の建設的予算案と明白に対決するため、政府予算案はこれを全面的に返上、再編成することを要求するものである。

「平和建設審議会」を置く。審議会は学術、産業、労働その他各界の代表者を以つて構成する。

(四) 各省庁の資源調査、土木建築研究機関等を国土開発庁に統合し「開発技術者会議」を置き、その下に各種研究機関を強化整備する。

(八) 全国各地域の地方建設局、農地事務局等の建設部門を統合して「地方開発局」とし建設隊の地方部隊と緊密に連絡協力を行うものとする。

(二) 中央に建設大学、各地域に建設技術教育機関を設けて、建設隊の幹部教育機関を充実する。

五、事業の実施要領

(1) 各種の開発建設事業を強力に推進するため公共事業予算を大巾に増加し国土総合開発法、等による開発計画を速やかに完成するものとし、平和国土建設隊はその実施推進の中核体となる。

(二) 民間土木建設業との調整に留意し、平和国土建設隊は国土縦貫道路、山林、原野の開発法、等による開発計画を速やかに完成するものとし、平和国土建設隊はその実施推進の中核体となる。

四、国土総合利用調査要綱

一、趣意

(1) 戦後四つの島に生存を余儀なくされたわが国が、国土資源の開発と総合利用に力を注ぐことは当然であり、このため国土総合開発法、北海道開発法、国土調査法の制定をみた。総合開発は一部の治水ダム建設、発電、主要道路改良、大規模開墾等に偏し、全土に亘る土地利用の高度化農林業近代化の事業は殆んど放置せられている。

(2) わが国の農用地（牧野、採草地を含む）が全面積の僅か二四%であるのに對し、西欧諸国は五〇%～六〇%以上に達し、典型的な山国であるスイスすら、国土の五二%を農業用に利用されていることを見ると、粗放利用に放置されている。山林原野の高度利用を進め、農業、畜産、果樹、山林業の根本的改造の必要と可能性は疑う余地がない。

奥地開発等を担当する等急激な変動を避けるものとする。

(八) 災害時は罹災者の直接救援はもとより、堤防、橋梁、道路、住宅等の応急復旧も行うものとする。

(二) 国、都道府県、市町村の建設事業の中適当なものは、建設隊が施工し得るものとする。

(八) 災害時は罹災者の直接救援はもとより、堤防、橋梁、道路、住宅等の応急復旧も行うものとする。

六、経費

一、給与（被服、糧食等を含む）

一人 三〇万円として 四五〇億円

一、施設、器材及び事業費

一、二〇〇億円

計

一、六五〇億円

隊、土地利用隊はこれに対し、所要の技術的援助を行う。

(3) しかるに、土地資源開発の基礎となる、土地利用の実態、地籍、土地分類等の実測調査は一部に止まり、水資源、地質、地下資源の組織的調査もなされず、国土の実態と開発の可能性が何人にも把握されていないことは驚くべき怠慢である。

昭和二十九年度固定資産税の対象となる、私有山林の面積は七〇七万町歩に對し、農林省統計表による私有面積は、一、二八八万町歩保安林等非課税面積を除いても両者の誤差は約三八〇万町歩に及ぶのである。あり余る天然資源を伐り出し掘り出す時代は過ぎ去つた。土地を総合的に高度に活用せよ、との要請は、国民の生存と福祉のための最大のものとして、何よりも先ず、われわれの国土の実態と利用可能性を調査し、その調査に併行して、利用形態を変革しなければならない。

二、調査目標

五ヵ年計画を以つて、全国土に亘り、左の面積を目標として、地籍調査、基準点測量、土地利用現況、土地分類調査（地形、土壤、表層土質）、水調査を行い、地域社会経済交通等調査諸条件と関連しつつ最終的に各地区の土地利用区分を定める。

農耕地 五五〇万町歩

牧野 一四〇万町歩

森林 一、二〇〇万町歩（森林面積二、

四五五万町歩中要測量を五〇%とみて）

宅地 五二万町歩

計 一、九四二万町歩（全面積三、六

八三万町歩）

尙土地利用区分決定の基礎とするためモダル地区を指定して、土地利用基準調査を行

い、農耕地、草地、林地利用基準指標の研究

（気象、標高、土壤、傾斜、排水、侵蝕度、

適地、適木調査等）を進めるものとする。

三、要領

(1) 北海道及び国土総合開発法による特定地域及び調査地域を重点とし、各府県内に数

カ所の開発調査地区を設定する。開発地区は、第一次産業を基準とした経済、交通、文化圈（概ね旧郡程度）によるものとし、

開発調査地区は、土地综合利用調査単位とする。

(2) 開発調査地区内市町村はその地域の地積

調査、土地利用現況調査、土地分類調査、水調査、及び社会経済調査を担当する。

(3) 国は、基準点測量、土地基準調査を担当する。国及び都道府県は、市町村の行う調査に対し必要な技術的援助をしなければならない。

(4) 開発調査地区内市町村は、調査の方法、基準等の連絡調査、調査事業の合理的推進のため、協議協力を行うものとする。そのため、関係市町村、地区内の産業団体等の代表を以つて、協議機関を設ける。右協議機関は、土地利用区分を審議するものとする。

(5) 土地利用区分の決定には、都道府県知事の承認を要するものとする。

社会経済調査には、土地の所有及び利用

の状態、生産物の流通販売、農林畜産加工

の状態、村落の形態、交通運輸通信の事情、住居、燃料、食料等の生活条件、就業構造等土地利用区分決定に参考となる事項について行うものとする。

受けた調査員をおく。調査員の教育訓練は国及び都道府県が担当する。

(7) 本調査の進行と併行して土地利用と農林業近代化の施策を決定し、調査を完了し、

土地利用区分の設定された地区に対してもは、開墾建設、草地改良、計画造林、土地改良、土地の利用転換、共同管理、使用農地、部落の集団化等について、大巾に国の資金を投入して事業を施行するものとする。

四、機構

(1) 将来国土総合開発事業を担当する国土開発省設置（建設省を中心とする）の際は國

士利用調査事務はこれに担当せしめるが、

当面、経済企画庁の内に「国土調査局」を

おき、調査事務を統轄する。

(2) 経済企画庁内に、国土調査審議会をおき、主として、学者、技術者を中心とし、

諮詢機関とする。

(3) 中央に技術者教育機関、都道府県に調査員養成機関を設ける。

(4) 地区、圏の調査実施のため、地方機関を充実し、市町村に対する技術指導を行う。

五、経費及び人員

(1) 経費概算

五ヵ年 三五〇億円。（初年度五〇億円）

(2) 技術者及び調査員 常時 一一〇、〇〇〇人

(3) 人夫 延 三五、〇〇〇、〇〇〇人

(4) 技術者、調査員は駐留軍撤退に伴い、なるべく関係労務者を転用するものとする。

六、その他

(1) 本調査と併行して、地下資源調査、海底資源調査を行うものとする。

(2) 将來平和國土建設隊創設の場合、本調査に関する國の事務は、同隊の所管に移行する。

恩給既得権は絶対不可侵に非ず

一、恩給より国民年金へ

「一部の恩給よりも、国民年金へ」の声は、いまや全国民の合言葉とさえなつてゐる。最近社会党の追究にあつて、岸内閣すらも「国民年金制度の実施を考慮する」といわざるを得ないハメになつた。にも拘らず岸内閣は、圧力団体に屈して、平年度三百億円の旧軍人恩給の増額を認め、昭和三十三年度一千百六億円、三年後は一千三百億円に及ぶ膨大な恩給費となり、将来国民年金制に移行する際の重大な障害を生ずることとなつてしまつた。

これに対して社会党は、二月二十一日「旧軍人等恩給に対するわれわれの態度」という当面の政策を発表し、現在の旧軍人恩給のうち、公務扶助料及び傷病恩給以外は、その値上げを押えて、これを国民年金制度に移行させようとする画期的な構想を打出したのである。これは突然出て来た考えではなく、既に一年余に亘つて検討した結果策定して、昨年十二月に発表した「国民年金制度案」に基盤を置くものである。

社会党の年金制切換え策については、一般的好評と支持に拘らず、恩給受給者及び内閣法制局、恩給局等の恩給擁護論者からは「これは既得権の侵害であり、憲法違反の疑いがある。憲法擁護をいう社会党が違憲政策を出すとはうなづけない」との厳しい批判も一方では行われてゐる。究極の処、国民年金制度移行への最大の難関は、まさにこの既得権論にあるといつても過言ではない。事実、軍人恩給の不均衡は正を打出した臨時恩給等調査会における委員の中で、学識経験者である土屋清（朝日新聞論説委員）稻葉秀三（国民経済研究所理事長）末高信（早大教授保険経済）等の各委員は、国民年金制度の多年の主張者でもあり、この観点から盛んに論議が行われたが、このときもやはり恩給局、内閣法制局の既得権論に阻まれてどうにもならなかつたのである。

恩給から国民年金への合言葉を実現するには、どうしてもこの壁を打破らなければならぬ

いわけである。しかしながらこの基本的な問題に触れた法理論が未だ表明されていない。従つて徒然に恩給擁護論者、既得権論者を勇気づけているのである。

いま漸く社会党がその先鞭をつけたわけであるが、発表した「当面の対策」では、その理論的基礎について解説をされていないので、ここで恩給受給権及びその既得権等についての若干の問題点に触れてみたい。

二、既得権とは何か

一体、既得権とは何かという問題であるが、これは極めて概念的なものであつて、別に法理論として確立された権利ではないようである。一般的にいつて「既に得たところの一身専属の権利」ともいすべきものである。

従つてこの権利の中には、いろいろのものがあるわけで、免許、認可等の行政的手続によつて与えられている個人の身分、資格等に関する権利も含まれるわけである。弁護士、医師、公認会計士から、美容師、理容師、料理人の果てまである。これらの既得権は、制度的な変更が加えられる際には、必ずしもその尊重され侵害されないということではなく、その一部または全部の解消乃至は制限があり得るわけである。ただ恩給法上のいわゆる既得権は、国が個人名義の証書を交付し、「年額何万何千円を支給する」という金額と支給方法を明記した約束を与えているのであるから、財産上の既得権であるわけである。

すなはち憲法二十九条でいう「財産権」である。そこで同条一項では、「財産権はこれを侵害してはならない」と規定してあるから、恩給既得権は如何なる理由があろうとも、これを侵すことは出来ないのである。というのが恩給既得権論者の基礎理論である。

しかしこの後に頑固な既得権論者によつて、構成された「期待権」という未成熟の権利までくつついている。

しかしこれは現実に権利発生以前のものであり、実体的な財産権といい得るものではなく、

政策によつて左右出来るものと解すべきである。事実その立法例もある。(公共企業体、職員共済組合法附則四条)

世上「既得権だから侵害されない」というのは、必ずしも正確ではなく、「財産権であるから侵害出来ない」ということであろうと思う。しかし憲法二十九条に基盤を置くといつても、それは既に発生した権利についてのみ言い得ることであつて、その基礎の恩給受給権そのものすなわち、「恩給を受ける権利は何が故に生ずるのか」という権利発生の根本理論に極めてあいまいさと薄弱さがある。それが見逃がされ、多くの疑問と問題を残したものになつてゐるのである。

三、恩給受給権の基礎は何か

恩給を受ける権利の発生する基礎は、法律的には、国家公務員法第一〇七条にあり、同一条一項では「職員であつて、相当年限、忠実に勤務して退職した者に対する恩給が与えられないければならない。」とあり、これが恩給法の成立基礎となつてゐる。

そこで恩給法第六十条は「文官在職十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス」となつており、該当基準について国家公務員法では、「相當年限忠実に勤務して退職した者」となつてゐるのに、それをうけた恩給法では單に何年在職だけで権利が発生することになつてゐる。すなわち普通に十七年間勤めれば、文官の場合恩給がつき、これが本人が死亡するまで保障され、本人が死後遺族にまで続くという強大な財産上の権利が発生することになるのである。

しからばこの権利の内容は如何なるものであるかということが問題である。単に公務員十七年間普通に勤め上げたことだけで終生の生活と、遺族の生活まで保障される権利の内容は、法理的にも相当強い根拠をもつておらなければならぬ筈である。国家公務員法一〇八条では、生活保障的な内容をもつてゐるが、日本国憲法の何処からも当然の権利としてこのようないつて、権利よりも多くの義務が課されている即ち憲法十五条二項では「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者でない。」と

と見なければならず、また憲法十四条の公平の原則からみて、公務員であつたからというだけの理由で特別の権利が発生することはないものと考えなければならない。

これに對して恩給の基礎理論は、「公務員という低い俸給で十七年間以上拘束されていたのと、将来に亘る経済活動が制約をうけたから、退職後の生活保障をするのだ」という處に在るといふ。事実公務員法には、兼業の禁止その他經濟活動の制約規定があり、公務員の俸給も決して高いとはいえないが、しかし民間で働くといふ處の多くの労働者も、今日公務員より低い賃金で働いている人間が数多くいるわけである。この点からも公平の原則からみて妥当である。現行憲法では、公務員たると民間人たるも全く同一であり、何らの特典、特權は生じしないのである。(憲法十四条、十五条)

仮りに若しこの理論をそのまま適用しても、在職中の給与が改善されるに応じて、恩給額の変動があり得ることになるし、またその内容が生活保障的なものであるならば、所得の制限が厳格に規程されていなければならない。(現行は、支給額の三〇%を限度として制限される)

以上の諸点から結論づけられることは、
1、恩給法は旧明治憲法時代からのものであり、形としては継続しているものであるが、(軍人恩給法は廃止) 現行法は、現行国家公務員法一〇七条に基づき、その基本は、
日本国憲法である。

2、日本国憲法の各条章からは、当然の権利として積極的に恩給権発生の根拠がない。

3、従つて恩給権の内容は極めてアイマイであり基礎が薄弱である。

原則的に以上三点のことが指摘できる。しかし今日の段階では、国家公務員法が違憲であるとの判定がない限り、一〇七条も積極的に違憲とはいひ切れないでの、消極的な意味での権利として認めざるを得ない。しかしこれは飽くまでも既に受給権が発生したもののみであつて、将来発生するであろう期待権は含むべきでないと考へる。

一方全国民を対象とする国民年金は、憲法上、積極的且当然の権利として発生する理論と根拠をもつてゐる。

先ず憲法一三条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあり、さらに二五条（生存権、國の社会的使命）の項では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」となつており、ここから全国民が最低限度の生活権を国に要求する積極的な根拠が生れ、また国はそれを実施する責務を負っているといわなければならない。一方においては、この条章は、單なる道徳律であり、現実的にそのような責務を国に負わせたものでないとする説もある。しかし最高裁判所の判決（昭三三、九、二九 刑集二卷一〇号一二三五頁）で、次の如く述べ、生存権保障義務の規範的な条文であることを確定している。

「さて憲法第二五条第一項において……と規定しているのは、前述の社会生活の推移に伴う積極主義の政治である社会的施設の拡充増強に努力すべきことを国家の任務の一つとして宣言したものである。そして同条第一項は、同様に積極主義の政治として、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るよう国政を運営すべきことを國家の責務として宣言したものである。」と、従つて恩給よりも国民年金の方が憲法上からも、より強い積極的権利であるといわなければならない。健康保険法、失業保険法、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、等その具体的な立法であり、現実に行政の上で実施されているのである。

（注） 現行恩給は、大正十二年十四日法律第四八号として成立以来今回の改正案まで實に四十二回の改正を行うことになる。

四、軍人恩給に対する問題点

恩給受給権（旧軍人恩給を含めて）に関する基本的な問題の主要なものは、前述の通りであるが、さらに軍人恩給だけの疑点も少くない。

軍人恩給は明治十年の西南の役が、そもそも軍人恩給史のはじまりであるが、太平洋戦争敗戦という事実により、昭和二十一年一月ボ勅令

で廃止され消滅したのである。その後旧軍人の圧力により、昭和二十八年八月新設されたわけであるが、この支持者は、残存権利の「復活」であると主張する。しかし法律的にみれば、飽くまでも一度権利は消滅したのであり、新憲法下では、軍人恩給の権利が発生する根拠は全くないのである。従つて法律の形体としては、恩給法一本にまとめられ、法文上は公務員という概念で表現され、附則で旧軍人といふ扱いをうけている。

理念的にも、また戦争責任という意味においても旧職業軍人、並びに戦争犯罪人は論外であり、その他の軍人であつても、その主張する処は、「赤紙一枚で天皇のため云々……」という全くの明治憲法に基礎を置く觀念論乃至は感情論に支配されているかに見える。

しかも「軍人恩給は権利であり、社会保障などという恩恵をうけるのではない」等というに至つては日本国憲法の精神を知らざるも甚しいといわなければならない。

日本国憲法第十条から第四十条までは、「国民の権利と義務」という章であり、二十五条の社会福祉、社会保障はまぎれもなく憲法上明々白々たる一般的な国民の権利である。

これを何か「ほどこし」を受けるが如き觀念を持つとしたら、それこそ明治憲法の觀念に支配されたアナクロニズムであり、また国を誤らしめた軍閥等旧職業軍人の悪宣伝に躍らされている者の言といわなければならない。

さらにはまた、これらの人々は、「正当な権利」であると強調する反面、「戦争犠牲の救済」を併せて主張する。これこそ論理一貫せざる矛盾した議論である。

しかも多くの犠牲者の後にかくれて、それを利用しているかつての上官という戦争責任者が、現実に多くの利益をあげ、（東条未亡人は年額五十三万八千五百円、兵の遺族は三万五千二百円）政治的圧力によつて、非論理的矛盾を積重ね、軍人恩給が肥りに肥つて来たのがその実体である。

勿論多くの人々は、赤紙一枚で惡夢の如き戦争にかり立てられた犠牲者である。それならば明確な形での「戦争犠牲の救済」を要求すべきであり、「軍人恩給」の要求は大きな矛盾であ

る。当時の戦争は、政府や軍部自らが言つてゐたように「総力戦」であり、軍人たると一般市民たると戦争遂行の任務と、生命の危険について殆ど差のない段階にまで戦争の様体が変つていた。現実に、一般市民が、家を焼かれ、一家の支柱となるべき人を失つて生活を破壊された人々は、何十万、何百万人といふであろう。

これらの人々が何らの救済もされずに、何故に旧軍人のみが戦争犠牲の救済を要求出来るのであるのか。しかもそれが正当な権利の主張として、これこそ明かな憲法第十四条の違反ではないか。昭和二十八年に旧軍人恩給を繰入れるときに、これらの基本的な論議を行わずに、火事場泥棒式に復活せしめたことも罪の上塗りとなつたのである。

西ドイツは、戦後直ちに画然と軍人たると否とを問わず、戦争犠牲者と然からざるものとを区分し、「戦争犠牲者救済法」を制定し、これによつて戦後数百万の戦争犠牲者や難民を救うことが出来た。反面この法律は犠牲をうけなかつたものに対する、経済的義務を課しているのである。そして旧ナチス軍人に對しては、日本本の軍人恩給のような権利の主張を一切認めていないのである。

五、財産権は絶対不可侵なのか

以上述べたように、恩給受給権そのものが薄弱な理論的基礎に立つており、かつ憲法上積極的に当然の権利として発生しているものでないことが明瞭である。しかし国家公務員法、恩給法が一応適憲であるという立場に立つてゐる以上（違憲の判決がない限り）消極的な意味で法制上妥当な権利と認めざるを得ないとしても、理論上正当であるということにはならない。

一方国民年金は、憲法上の理論からも極めて正当であり、積極的な当然の権利であるといふことは前述の通りである。

この前提に立つて、憲法二十九条の財産権の問題を考えてみると、一項では財産権不可侵の原則を規定してあるが、その二項では、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」とあり、公共の福祉に適合せしめなければならないことになつてゐるのである。

そうするならば、前述の権利発生の基本から

みて国民年金制度を実施する上において障害となる現行恩給法の一部を改正することが憲法上必要であるといえるし、そのため財産上の権利に一部の制限乃至は制約があつても憲法違反であるとは言い得ないわけである。

事実国民年金制度施行の障害となるのは、恩給の増額であり、就中旧職業軍人等の高額受給者なのである。財政的にみても恩給一千三百億円を支出した外に、一千億円以上の国民年金を支出したらもはや国家財政の恐慌である。しかも「今後二十年間恩給支給額は減少しない」（土屋清氏）というのである。

そこでわが党の政策の如く、将来国民年金を実施した場合、それより上廻る恩給額を一定基準で打切り補償を行い、残存する権利を国民年金に移行せしめるという措置は、財産権の侵害にはならないのである。

法理的には、二十九条二項のみを適用するならば、補償の必要がないのであるが、稍々無理があると考えられるので、同条三項をも援用するという立前をとつて打切り補償を行ふというのである。憲法二十九条三項は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」となつております。補償の基準を「正当な補償」と規程している。従来の学説ではこれを「完全な補償」ということが通説とされてゐたので、社会党の案即ち、平均余命率を適用して、一定年限で打切り、交付公債で補償するという考えは、これまで憲法違反であるとの反論も一部にある。しかし、われわれの考え方は、前述の通り三項のみを適用するのでなく、同条二項にもかかつており、しかも「正当なる補償」の解釈として最高裁判所の判決（農地補償事件、昭和二八、一二、二三大法廷判決一民集七卷一三頁）で、「相当な補償」が、憲法二十九条三項にいう「正当な補償」にあたり、憲法に適合することが確定されているのである。

以上によつて、恩給既得権たる財産権は、絶対不可侵たり得ず、わが党の恩給打切り、国民年金切換えの政策もまた日本国憲法にまさしく適合することが明かである。むしろこのことが日本国憲法の精神に忠実なる所以であると確信する。

資料

農林金融に対する態度

農林金融の特色

一般に農業は、気象その他の自然条件に支配される劣勢な産業であるのみならず、さらにわが農業は経営規模が零細であり、生産性がひくく、主穀生産に依存するため季節性が高く、災害の頻度が多く、また経営と家計とが十分に分離されていないというような特性をもつてゐる。

(1) 資金需要が零細であること。
資金需要の終期が季節内であること。

(4) (3) (2)
資金需要の範囲が多額である。
資金の長期性が必要であること。
資金は低利を必要とすること。

(1) 現在の農林金融の外観

することを使命としている。だが現状においては、系統金融だけをもつてしては農業金融の必要にこたえることができない状態である。そこで、別紙（農林金融の現状）に述べたような各種の制度金融が設けられ、系統金融の足りない所を補う建前となつてゐる。

(2) だが、現在の農業金融はなお次のような欠陥をもつてゐる。

イ、我が農林業は明治以来日本資本主義発達の下積みとして取残されてきた産業であるので、国民経済上の觀点から、その近代化には特に力を入れなければならぬ。

具体的には、中央、地方の行財政政策において、農林業に對して強力な施策をとり、必要な予算を十分計上すべきである。それとの関連において、はじめて農業金融もその機能を十分に發揮することが出来る。

ところが、歴代の保守党政権は、農業

市町村政で発言力のあるもの、各種農業団体や一定水準以上の経済力、信用力のあるもの等だけが金融の対象となり、もつと切実に金融を求めていける一般農民はとり残され結局この面からも、三割農政を促進することとなつてゐる。

二、制度金融及び系統金融の運用が、農民に對する具体的な經營指導と有機的で結びをもつてゐる關係上、その資金コストが高く、國及び地方公共団体の利子補給の裏づけがないれば一般農民に利用し難いという欠陥をもつてゐる。また系統金融機関は融資のこげつきを恐れるあまりに、國、地方公共団体の債務保証、損失補償がない限り、自主的に農民に資金を貸付けるといふ積極性に乏しく、大量の資金が、むしろ系統外に流用されてゐる。

口、政府は、このような農政の後退を糊塗するため、アメリカの余剰農産物を輸入し、その見返資金の一部を農業投資資金にあてようとしている。しかし、余剰農産物自体が、わが国農業の発展の基礎をほり崩すものであり、この政策は重大な自己矛盾をはらんでいる。

(三) わが党の対策

わが党は、農林金融の特色、及び前述のような現在の農林金融の欠陥にかんがみ、次のような対策を要求する。

(1) 農林関係予算の大巾増額と補助率引上げ
中央、地方財政のうち、農林関係予算を大巾に増加し、また余剰農産物の受入れを打切る。

予算は重点的、集中的に支出することによつて資金効率を高める。このため、国の直轄事業は全額国費をもつて施行し、補助事業については国の補助率を引上げ、資金効率の悪い零細補助事業は整理して地方公共団体の事業とする。

(2) 長期低利の財政資金の拡充

イ、長期低利資金の資金源を増加するため、農林漁業金融公庫への資金運用部資金の供給を拡大し、また、その資金コストを大巾にひき下げるため、一般会計、産投会計よりの出資を増加する。とくに、A 自作農維持創設資金、土地改良資金、小団地開発資金はその資金枠を拡大するとともに、貸出手続を簡素化する。

B 山村民の生活向上と森林資源培養のため、山村民の生産協同組合を促進し、これに対し、長期低利の山林取得資金及び造林資金の融資制度を創設する。

(3) 系統資金（農協共済をふくむ）の農業への還元

口、農業改良資金及び開拓者資金融通特別会計には一般会計からさらに予算を計上する。

系統資金（農協共済をふくむ）の農業への還元

系統資金については、国、地方公共団体による利子補給、損失補償、債務保証の諸制度をさらに強化し、系統資金を有効に農業へ還元させ、系統外への不合理な流用を防止する。とくに

イ 有畜農家創設資金は、酪農振興の見地から、その資金枠を拡大し、金利をひき

下げる。

ロ、農村生活改善促進のため、生活改善資金通制度を創設し、国、地方公共団体より利子補給を行う。

(4) 零細農振興のための資金制度

農業手形制度の適用をうけられない零細農を対象に、国及び都道府県の利子補給損失補償により、農業振興資金制度を創設する。また、連年災害農家及び不振開拓農家の旧債借かえ、及び負債整理を徹底的に行い、借かえた旧債分については、一定期間無利子据置とする。

(5) 民主的農業計画と農林金融の一本化

農業経営を真に合理化するには、行政機関及び農業団体の営農改善指導が、農民の自發的創意と結合し、末端地域（部落段階）における農業経営の設計が、協同化の方向をめざす集団設計として民主的に立案されることが必要である。

制度金融及び系統金融は、このような集団設計を実施するための推進力として、経営協同化を促進するよう運用されることが必要である。農民及び農業団体の共同により、民主的かつ現実的な農業計画を作成し、経営計画と資金計画とを一体化する。この場合の融資については集団信用の建前から無担保とする。

(5) 農協系統組織の民主化

農民の自發的創意を組織化して、右に述べた新しい農業計画の作成、実行を推進し、農協をこの運動の力で民主化し、真に農民の農協たらしめる。

また、信連、中金に対する農民の監視を強化し、その運営を民主化する。とくに中金の業務方法書を改善する。

農協を真に農民の農協たらしめることにより農協外へ流れている農民の預貯金を農協に吸収し、また系統組織の経営を合理化し、これにより系統資金コストの自主的引下げを促進する。

決建遙運商農勞厚文大外法地内
 林 方 議案審查部会
 漁 行 留土學特需開技需關
 算設信輸工業勵生教藏務務政閣
 發術係策構放
 国科駐害政對機解
 特別委員會
 災行部落解
 木田西村中村禱八郎
 勵社會交計教水保
 運地文農勞產輸方化林
 政策審議委員會
 副會長並びに委員會の委員長、主査を含む。
 通画育產障業

吉田森松加芳藤長秋平森棚中永 (委
 田中本尾藤賀藤川忠德源重稟政之
 賢シ清太長次守小次光太
 一一靖子二貢郎保造郎人虎郎治郎義亮人嗣進
 竹松門稻石田 (委
 谷前司富橋中
 織員
 神門松
 近司原喜之次
 松中佐赤多水
 浦田藤路賀谷
 觀谷長
 清吉友真三
 羽和生田
 一雄郎藏稔郎
 副會長並びに委員會の委員長、主査を含む。

相三鈴大相北五松桜平森田加受 (副
 沢鍋木倉馬村島沢井林元幾瀬田
 重義精助虎靖奎新次三
 明三強一治暢雄介夫剛郎郎完吉昇郎嗣幹要夫
 八岡石小柴田 (副
 木橋松谷中
 武員
 下占辻神滝栗
 平部原田井山
 正秀弘大義良
 光隆一男市作高夫
 細佐迫多兼忠